

会 報

No. 14

1983年2月
日本分子生物学会
事務局発行

◆日本分子生物学会昭和57年度 評議員・幹事会議事要旨

日 時：昭和57年12月7日午後6時30分～9時

場 所：日本都市センター

出席者：渡辺 格（会長），石浜 明，上代淑人，今本文男，大沢省三，志村令郎，鈴木義昭，関口陸夫，広田幸敬，本庶 佑，松原謙一，三浦謹一郎，由良 隆，内田久雄（庶務），溝渕 潔（会計），小関治男（編集），村松正実（集会），藤永 恵（集会），吉川 寛（集会），杉村 隆（会計監査），岡田吉美（会計監査）

[1] 報告事項

- 1) 内田幹事より，11月30日現在における学会員数は1,131名，内学生会員125名，また賛助会員は14社であること。また，本年会々期中には更に会員増が見込まれることが報告された。
- 2) 7月20日 国際文化会館講堂で開催された日本分子生物学会シンポジウム「分子生物学の現状と将来」の経過報告がされた。その中，総合討論においては，本学会が核酸偏重に流れる傾向が指摘され，また大学学部教育における分子生物学講座の増設が要望された旨の報告がされた。
- 3) 山田科学振興財団研究援助候補として，本学会選考委員会のご意見に従い，下記2件を推薦した。
分類A，大坪栄一（東大・応微研・教授）「遺伝子の発現効率を上げる一般的方法の開発」
分類B，大島靖美（筑波大・生物科学系・助教授）「RNA スプライシングに關与する因子の探索とスプライシング機構の研究」
- 4) 溝渕幹事より，昭和56年度 会計収支決算が杉村，岡田両会計監査により，決算に誤りのないことを確認されたこと（会報No.13参照），および昭和57年度 会計収支中間報告が第1表の通りであることが報告された。

(第1表)

昭和57年度 会計収支中間報告

(11月30日現在)

〔I〕 収入の部

	(円)
1. 学会費納入(含入会費)	1,977,000
724名分(63.2%)	
2. 賛助会員会費(14社, 18口)	540,000
3. 年会要旨売却	5,000
4. 預金利息	7,816
5. 前年度からの繰越	2,133,939
<hr/>	
(計)	4,663,755

〔II〕 支出の部

1. 事業費	
会報発行	197,200
年会補助	500,000
年会プログラム	50,000
年会特別講演謝金	160,000
学会シンポジウム	63,000
2. 評議委員会	
旅費	577,400
3. 学会事務費	
郵送費	418,230
印刷費	3,495
事務用品費	3,560
一般事務謝金	287,000
その他	5,440
4. 予備費	0
<hr/>	
(計)	2,265,325

〔II〕 協議事項

1) 昭和58年度 予算について

溝渕幹事より、第2表の予算案が提示され協議した結果、了承され、総会に計ることとした。

(第2表)

昭和58年度 予算 (案)

〔I〕 収入の部(案)		(円)
1. 学会費	2,100,000	
2. 賛助会費	600,000	
3. 前年度からの繰越	1,000,000	
(計)	3,700,000	
〔II〕 支出の部(案)		
1. 事業費	(1,300,000)	
会報発行	250,000	
第6回年会補助	800,000	
年会プログラム	100,000	
講演会謝金	150,000	
2. 評議委員会	(300,000)	
会合費及び旅費	300,000	
3. 一般事務費	(1,450,000)	
郵便費	700,000	
印刷費	100,000	
一般事務用品費	50,000	
一般事務謝金	600,000	
4. 予備費	650,000	
(計)	3,700,000	

2) 昭和58年度 第6回年会について

第6回年会委員長 藤永 蕙 札幌医科大学教授より、準備の進行状況が報告された(会報No.13参照)。尚、プログラム編成方針について討議され、一般演題申込みについては申込み者が適当なリストより論文内容を

表現するキーワードを選択する方式を第6回年会において試行することが了承された。

3) 昭和59年度 第7回年会について

第7回年会につき協議した結果、開催時期は昭和59年12月、場所は関西地区とすることが了承された。

4) 評議員改選の件

現評議員の任期は昭和58年3月31日をもって終了し、改選される。選挙に必要な会員名簿を昭和57年12月15日付で作成すること、選挙管理委員3名を九州地区の正会員の中から選び委嘱することが了承された。

5) 学会シンポジウムの件

適当な提案があれば、随時学会シンポジウムを開催することが了承された。「特許問題」もその一つとなり得るが、その具体化について松原謙一会員が原案を考えることとなった。

◆第5回日本分子生物学会年会における総会議事要旨

日 時：昭和57年12月9日 午後1～2時

場 所：日本都市センターホール

I) 議長として三宅端（三菱化成生命研）、大島靖美（筑波大）が会長より推薦され、拍手で承認された。議長は委任状87通を含め、総会の成立を確認した。

II) 経過報告

渡辺 格会長あいさつの後、内田庶務幹事より前回総会開催以降の本会事業の経過について報告があった。

III) 議 事

溝渕会計幹事より前年度会計収支決算報告があり、これを承認した。本年度事業計画および予算（中間報告）について説明があり、これを承認した。

来年度（昭和58年度）事業計画および予算について溝渕幹事より説明があり、原案通り拍手で承認された。

IV) 連絡事項

1) 内田庶務幹事より、評議員改選につき説明があり、これに必要な会員名簿を12月15日現在で作成すること、選挙管理委員を九州大学堀内忠郎、

榊 佳之，西本毅治の3名にお願いしたことが報告された。

2) 藤永 恵第6回年会委員長よりあいさつがあった。

3) 小関治男幹事より，DNAデータ・ベースに関する最近の動きについて説明があった。

V) 閉会あいさつ

2期の会長を務められた渡辺 格会長よりあいさつがあり，総会を終了した。

◆日本分子生物学会第3回評議員選挙について

日本分子生物学会会則 第11条と同細則第7条(別項)によって，第3回評議員選挙を行ないます。去る昭和57年12月9日の第5回総会において，渡辺会長から上記細則第7条の1により，3名の選挙管理委員の委嘱を行ないたい旨の説明があり承認されました。それにもとづいて，今回即ち第3回評議員選挙の管理委員として，堀内忠郎(九大薬)，榊 佳之(九大医)，西本毅治(九大理)の3名が委嘱されました。

次いで選挙管理委員3名の打合わせを経て，具体的には次のように選挙を行なうことになりましたので，会員各位のご協力をお願いいたします。

記

今回の選挙における選挙権者，被選挙権者は，昭和57年12月15日までに入会手続きを行なった正会員とします。同封の「会員名簿」より10名を選んで，その氏名を投票用紙にご記入ください。投票用紙は二つ折りにして，のり付の部分を貼合せ，同封の送付用封筒(投票用紙在中と印刷)に入れて，ご自分の住所，所属および氏名をご記入の上ご送付下さい。

投票締切日：昭和58年3月18日(必着)

開票予定日：昭和58年3月22日

当選者の決定：得票数の多い順に20名を当選者とします。同数得票の場合は年長順とします。

なお，次の場合には投票または被記名者が無効となりますので，ご注意下さい。

- 1) 投票用紙に10名以上連記した場合。但し10名以下の場合には有効です。
- 2) 投票者の氏名が送付用封筒に記入されていないとき。

3) 日本分子生物学会細則第7条3項により、以下の方は連続して評議員になることができませんので、今回は記名しないで下さい。なお、この方々に投票のあった場合には、その方に関してのみ、無効と致します。

広田幸敬，堀内忠郎，石浜 明，上代淑人，松原謙一，
三浦謹一郎，岡田節人，大沢省三，高浪 満，渡辺 格，
由良 隆

昭和58年1月20日

日本分子生物学会選挙管理委員会

堀 内 忠 郎
榊 佳 之
西 本 毅 治

会 則 (抜すい)

第10条 本会には、会長1名、評議員若干名、会計監査2名の役員をおく。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する事項を審議する。
3. 会計監査は本会の会計を監査する。

第11条 評議員は正会員の中から投票により選出される。会長は評議員の互選により定める。会計監査は評議員、幹事以外の正会員の中から評議員の投票により選出される。役員任期は2年とする。

細 則 (抜すい)

第7条 評議員の選出は次のように行う。

1. 会長は正会員の中から3名を選んで選挙管理委員会を委嘱する。
選挙管理委員会は選挙事務を行う。
2. 投票は1人1票、無記名 10名連記とし、郵送によるものとする。
3. 評議員は連続して3回選出されることはできない。この制限に抵触する者の氏名は選挙要項に公告される。
4. 得票者中の上位の者より順に20名を選出する。同数得票者につい

ては選挙要項に従って順位を定める。

第8条 新会長の選任は次のとおり行う。

1. 会長は新評議員を招集する。新評議員の互選により新会長を選ぶ。
2. 投票は無記名単記とする。投票総数の過半数を得た者を新会長とする。
3. 投票総数の過半数を得た者がいないときは、高点順に2名をとり改めて投票を行い、最高点者を新会長とする。このとき同点の場合には抽選により決定する。
4. 会長は連続して3回選出されることはできない。
5. 会長は評議員を兼ねるものとする。

◆会員名簿の訂正

今回お届けした会員名簿について、訂正をお気付の方は事務局まで書面でご連絡下さい。